

暮らしの税務相談

12

ふるさと納税制度を活用してみませんか



ふるさと納税制度について

平成20年度税制改正が、ガソリン税の存続問題のために遅れ、4月30日によくやく可決されました。その税制改正の中に、「ふるさと納税制度」「ふるさと」に対し、「貢献または応援をした」という納税者の思いを実現するため、地方公共団体に対する寄付金の税制に対して行われた地方税の見直し」があらたに盛り込まれました。

今回は同制度の概要を解説したいと思います。

ふるさと納税制度を活用した場合は
このようになります

これまでは、都道府県または市町村に対する寄付金のうち10万円を超える部分を所得から控除する「所得控除方式」を取っていました。そのため、10万円を超えた金額に、住民税率(10%)をかけた金額分だけ、税金が軽減されていました。今回の改正では、適用される下限の金額が10万円から5千円と低く設定され、

より適用を受けやすいものとなりました。

さらに、「5千円を超えた金額そのものが住民税の税額から控除される」という、「税額控除方式」に変わったことで、住民税の軽減される金額が大きくなります。

○具体的には…

寄付金の金額が5千円を超える場合は、左記の①と②の合計額が住民税から税額控除されます。

①5千円を超えるその金額に対して、10%を乗じて得た金額

②5千円を超えるその金額に対して、90%から寄付者所得税の限界税率を引いた

率を乗じて得た金額(個人住民税の所得割の額の10%に相当する金額が限度)

○改正前の税制の場合

Aさん(寄付金15万円)が利用した場合
5万円(10万円を超えたその金額)×10%(住民税率)＝5千円

つまり、Aさんは住民税から5千円控除されていました。

○改正後の税制の場合

Aさん(寄付金15万円)が利用した場合
(仮に、Aさんの所得税率が20%で住民税の所得割が年額40万円だった場合)

①(15万円－5千円)×10%＝1万

45000円

②(15万円－5千円)×(90%－20%)(所得税率)＝10万15000円

10万15000円√4万円※

※住民税所得割4万円×10%が限度となりますので4万円が②の金額になります。

そうすると、1万45000円(①)＋4万円(②)＝5万45000円となります。

つまり、Aさんは住民税が5万45000円控除されることになります。

結果、改正前と後では、Aさんが控除される住民税の差額は4万95000円になります。

この改正は、平成21年度以後の住民税から適用されます。地方財政の一助とするための税制改正といえますが、「ふるさと」に貢献または応援をしたい方も多くいらっしゃると思います。使いやすくなった「ふるさと納税制度」を活用してみたいかがでしょうか？

概要	改正前	改正後
対象となる地方公共団体の範囲	都道府県 または 市町村	都道府県 または 市町村
対象金額	10万円を超える金額	5千円を超える金額
控除方式	所得控除	税額控除
控除金額	適用対象 寄付金× 所得税率	①と②の合計額 ①(地方公共団体に対する 寄付金－5千円)×10% ②(地方公共団体に対する 寄付金－5千円)×(90%－ 0～40%(寄付者の所得税率)) ※①については個人住民税の 10%を限度
控除限度額	総所得金額 の25%	総所得金額の30%

監修 浦和税理士法人

創業から株式公開まで、幅広くサポートいたします。

税理士業務

- 法人・個人の決算及び申告書類の作成
- 相続・贈与・譲渡等の申告書類の作成
- 各種税金に関する相談
- 税務関係の書類作成
- 税務調査の立会

会計業務

- 記帳代行
- 会計処理の指導及び相談
- 試算表作成

税理士

伊藤 信彦
荻原 岳志
松波 竜太

浦和税理士法人

〒336-0024 埼玉県さいたま市南区根岸4-16-7

TEL.048(837)8555
FAX.048(837)8556

http://www.urawa-tax.com